

東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「東海第二発電所」という。）の再稼働の知事の判断において、県民の意思を的確に反映させることを目的とする。

（県民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、東海第二発電所の再稼働の賛否を問う、県民による投票（以下「県民投票」という。）を実施する。

（県民投票事務の執行）

第3条 県民投票に関する事務は、知事が執行するものとする。

（県民投票の期日）

第4条 県民投票の期日（以下「投票期日」という。）は、知事が再稼働の是非を判断するまでの期間において、知事が定める。

2 知事は、前項の規定により投票期日を定めたときは、選挙管理委員会に対して速やかに通知するものとする。

（県民投票の告示）

第5条 選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票期日の7日前までにこれを告示するものとする。

（投票資格者）

第6条 県民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の規定により、茨城県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者（同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないものを除く。）とする。

（投票資格者名簿）

第7条 知事は、投票資格者名簿を調製するものとする。

（一人一票・秘密投票）

第8条 県民投票は、秘密投票とし、一人一票とする。

（投票期日・自書投票の原則）

第9条 投票資格者は、自ら投票期日に規則で定める県民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票するものとする。

（期日前投票・不在者投票）

第10条 前条の規定にかかわらず、投票期日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、第5条に定める県民投票の告示後、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。

（投票の方式）

第11条 投票資格者は、東海第二発電所の再稼働に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れるものとする。

(代理投票・点字投票)

第12条 前条の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより、代理投票又は点字投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第13条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定の趣旨に反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第14条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (5) 何も記載していないもの

(情報の周知・提供)

第15条 知事は、投票期日、投票所、投票方法その他県民が投票を行うに際して必要な情報を十分に周知するものとする。

2 知事は、県民が賛否を判断するために必要な情報提供を行うものとする。

3 前項の情報提供は、賛成及び反対の意見を公平に扱うものとする。

(投票運動及びその規制)

第16条 県民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、県民の自由な意思を不当に拘束しないように節度をもって行わなければならない。

(投票結果の告示)

第17条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を知事及び県議会議長に報告するものとする。

(投票結果の尊重)

第18条 県民投票において、有効投票総数の過半数の結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、知事及び県議会は投票結果を尊重するものとする。

2 前項の場合において、知事は、日本原子力発電株式会社、国及び関係機関と協議して、東海第二発電所の再稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めるものとする。

(事務処理の特例)

第19条 第3条に規定する知事の事務のうち、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定により、市町村が処理することとする。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項の規則は、本条例施行の日から、30日以内に制定するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。